税のお知らせ

12月の納税等

固定資産税／第3期
国民健康保険税／第6期
後期高齢者医療保険料／第6期
保育料／12月分
納期限／12月25日(金)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にeL－QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、eL－QRに対応した全国の金融機関で納付することもできます。

納付には口座振替の制度もあります。

償却資産申告書を提出してください

会社や個人の方が**事業を営むために**所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

毎年1月1日現在本村に所在している償却資産(自己が使用するもののほか他人に貸し付けているものも含む)を申告していただくことになっておりますので、期間中に償却資産申告書をご提出いただきますようお願いします。

※詳しくは、村公式ホームページの「暮らし・手続き→税金→固定資産税」よりご確認ください。

●提出期限　2月1日(月)

償却資産申告書の提出期限は2月1日ですが、事務処理の都合上、1月20日(水)までの提出にご協力をお願いします。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊されたりした場合には**早急に届出をお願いします。**届出がないと、変更となっていることや取り壊されていることがわからず、**翌年度以降も変更・滅失前のままで課税されることがありますので**、ご注意ください。

●登記のある土地・家屋

◎土地の所有者変更や分筆等した場合

移転登記をしてください。

◎登記をしている家屋の所有者変更や取り壊しをした場合

移転または滅失登記をしてください。

◎法人登記の所在地を変更した場合

法人登記を変更しても、固定資産税の所在地は変更されませんので、不動産登記の所在地も変更してください。

●問合せ先
津島法務局
☎26－2423

●登記をしていない家屋の所有者変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合

「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■必要書類

・未登記家屋所有者変更申請書
・売買契約書または遺産分割協議書の写し
・関係者全員の印鑑証明書の写し

※未登記家屋所有者変更申請書については、税務課窓口または村公式ホームページの「暮らし・手続き→税金→固定資産税」からダウンロードできます。

◎取り壊しをした場合

家屋を取り壊した場合や、登記されている家屋の滅失登記が、12月31日(木)までに完了しない場合は、1月29日(金)までに「建物滅失届」を提出してください。

■必要書類

・取り壊された家屋があった場所が分かる位置図、建物配置図
・解体業者の取り壊し証明書
・建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

※建物滅失届については、税務課窓口または村公式ホームページの「暮らし・手続き→税金→固定資産税」からダウンロードできます。

●問合せ先
総務部税務課

